

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報政策課
委 託 業 務 名	住民記録・印鑑・国民年金システム標準化移行対応業務
委託業務場所	大津市
概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び関係法令の規定並びに国の方針に基づき、令和 7 年度末までに標準化対象業務である住民記録・印鑑・国民年金システムについて、標準準拠システムへの移行を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
契 約 金 額	2 5 6 , 7 4 6 , 6 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名 称〕 富士通 J a p a n 株式会社 京都公共ビジネス部
契約相手方の選 定 理 由	令和 5 年度に政策調整部情報政策課にて実施した、大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼において、住民記録・印鑑・国民年金システムの標準化移行対応が可能であるとして応募のあった唯一の業者であるため、同社の提供する標準準拠システムを導入する。 当該業者の提供する標準準拠システムは、パッケージ部分のプログラムのソース等が公開されておらず、同社は当該業務に対応することができる唯一の業者であることから選定するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。